

2019年6月28日

お客さま各位

大分市王子中町4番10号  
株式会社豊和銀行

当行は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」第3条第1項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告致します。

対象となる預金等につきましては、預金保険機構への納付の日をもって、お客さまの当行に対する預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、当行を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

本件に関する詳細は、お取扱いの店舗までご照会ください。

1. 対象となる預金等

2009年12月31日以前に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

2020年6月28日

※ 法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以上